

「社会主義」と市場経済

——「市場移行」からの再考——

芦 田 文 夫

「旧・現社会主義」からの「市場移行」過程が始まって10数年が経ち、その経験の中間的な総括のうえにたって、市場経済化という問題をみていく枠組みについて考え直してみたい、というのが本稿の趣旨である。

I 「市場移行」からの課題意識

この移行過程についてのいわゆる「ポスト・ワシントン・コンセンサス」をめぐる論議は、市場経済化という問題をみていく視角を次のような点で深化させてくれたように思われる。¹⁾

一つは、市場化を社会経済構成全体のなかにどのように位置づけていくかということである。当初に IMF などによって主導されたマネタリズム的マクロ経済政策や私有化の絶対視が、実体経済の崩壊や市場化のための制度的インフラストラクチュアとの甚だしい乖離をもたらした。「安定」後の長期の持続的な「成長」が求められてくる段階で、改めて個人や企業の経済主体の意識と行動、それらをめぐるルールや制度、社会的な規範が問われてくるようになる。「制度の構築」の課題は、市場化を社会経済構成の内部における企業や地域、個人の次元にまで降りたところから、もっと深く内在的に問題にしていかなければならないことを明らかにしている。このような制度の構築は漸進的な過程であり、一回限りの上からの政策化や所有制変革によって達成されるものではなく、ボトム・アップ的な有機的発展によってもたらされていくものである。そして、このレベルにおいて、市場経済化と「旧社会主義」制度（旧国家による市場経済の廃絶の仕方と程度）および伝統的制度との経路依存的関連が問題にされていかなければならないということである。

もう一つは、1990年代末の貨幣・金融危機の経験であった。これまで市場化を各移行国の内部に重きをおいて見がちであったわれわれに、世界を動き廻るある共通な「市場」の主体の存在を強烈に印象づけるものとなった。このグローバルな市場化の有機的な一環としての枠組みで見ていかなければならないということである。それは、国家のマクロ経済政策が十分に利かなくなった新たな段階の到来を意識させ、主権国家と民族的利害への挑戦、富の集中と社会的な不平等、資源危機や環境破壊、文化的民族的アイデンティティへの脅威といった市場化の引き起こすマイナス面をも、併せて見ていかなければならないことを改めて教えるものとなった。移行後10年経って、中東欧やバルト諸国と旧ソ連諸国との間にみられる経済実績の差についても、それぞれの初期条件や経路依存的条件の違いと並んで、外国からの支援や外資導入が果たす役割が決定的に

大きかったという問題も、このような視角から考えていくことが必要になってきている。

さらに大きくは、グローバルな共通性の視点は、20世紀における市場経済とその矛盾をめぐる問題枠組みの特徴と21世紀におけるその新たな課題枠組みの構築という、世界史的視点でこれを考えていかなければならないことにつながる。20世紀は、世界大戦と大恐慌という形で次々と露呈してくる「市場の欠陥」を、「国家の介入」によっていわば上から外から「廃止」（ソ連型国家）したり「操作」（ケインズ主義型国家）したりして克服しようとした試みの歴史であったといえよう。いま、先進資本主義の側からも、これまでの「市場の失敗」と「国家の失敗」という反省のうえに立って、上からの官僚制に対する下からの民主主義的な諸主体の参加や制御を伴った、20世紀型国家に替わる「新しい公共性」と「新しい民主主義」の方向性が模索されようとしている。個人や企業のレベルまで降りたところから、社会経済構成の内から「市場の欠陥」の克服が内在的に問われていこうとしている。この課題枠組みは、移行国の市場化に対しても、21世紀における新たな「市場経済の止揚」という視角をより鮮明に意識させるようになるであろう。

II 新たな枠組みからの理論史的再整理の課題

このような課題意識から、これまでの理論史的再整理をおこなっていかねばならないのであるが、本稿では次章以下の現段階についての深化というところに重点を置こうとしたため、ここではそれと対比した特徴づけだけを結論的に述べるに止めたい。²⁾

(1) 「経済改革」と市場経済化の理論的枠組み

周知のように、「旧・現社会主義」体制下での「経済改革」は、「市場」の導入を軸として展開された。それは、生産物の分配（いわば生産物のフロー）の次元から始まっていった。労働者や企業が生産した生産物が賃金（V）や利潤（M）、あるいは所得（V+M）として分配されていくときに、労働者個人や企業集団の活動が良いか悪いかによって、彼らの労働や生産の最終的成果に応じて、差をつけるようにしていく。企業集団の経営や個人の労働の自主性の拡大と効率性の向上を軸として進められていった利潤や賃金、所得の分配＝生産物の分配の次元における市場化は、以前には「国家」（「社会的所有」）の下に一枚岩的に覆われていた「経営」と「労働」の機能を蘇生させ自立化させていくものであった。

「労働」と「経営」の機能の自立化は、生産手段の「所有」に対しても新たな問題を投げかけてくることになる。企業の利潤や所得が企業の生産発展ファンド・社会的発展ファンド・労働支払いファンドなどとして利用され、蓄積と消費に配分されていくさいの自主性が大きくなり、それらが企業の経営活動の成果にますます依存するようになると、それによって新たに生産手段に付け加えられていく部分についてはその企業自身のものである、という性格がしだいに強くなっていくからである。このようにして、生産物の分配、賃金や利潤、所得などのいわばフローの次元の問題から、生産手段（資本）のいわばストックの次元の問題へとつながっていくことになる。生産物の市場化から生産手段（資本）の市場化へということは、経営や労働の自主性と効率性を徹底させていこうとする場合にも、避けて通れないものであった。所得の効率化は、それを生み

だす元になる資本の利用のしかた、その維持と拡充の効率化にまで及んでいくときに、一貫したものとなっていくからである。1980年代の前半頃に、ロシアや東欧では、市場化が生産物の次元から生産手段（資本）の次元に及ぶようになり、質的に異なる新たな問題が生みだされていった。

それが、社会主義経済システムの全ての主要な支柱と衝突するようになることを鋭く指摘したのはブルスであった。彼は、自らの市場経済化の理論的展開の諸階梯を、振り返って次のように区別している。その最初は、「規制された市場をもつ中央計画化」の新しいシステムが創唱された『社会主義経済の機能化の一般的諸問題』（1961年）によって代表される段階である。「市場メカニズム」が不可欠の用具として位置づけられたのであるが、中央計画化は資源配分における優越的な力として留まらなければならない、また、国家的所有についてもそれが支配的役割を果たさなければならない、と考えられていた。次は、経済的变化と政治的变化の相互関係の問題に焦点が合されていく『社会主義的所有と政治体制』（1975年）に集約されていく段階である。中央計画化は、複数主義的政治システムを通じて民衆の必要を反映しそのコントロールに従う場合にのみ合理性をもちうるとして、マクロの経済的選択・決定の概念そのもののなかに政治的要素を含めようという試みがなされた。しかし、重要なのは、その次の段階とされるもので、ハンガリーとユーゴスラビアの改革の経験のなかから生まれてきたとされる。生産物市場（消費財および生産財）の導入と関連した期待が多く理由によって実現しえないことが明らかとなり、市場の原理的機能を貫いていこうとすれば資本の市場化や労働の市場化の問題にまでたどり着いたり、経済の機能化システムの基礎との関連の解明が迫られるようになるからであった。しかし、資本市場を入れ込むことは、社会主義経済システムの全ての主要な支柱と衝突するものを生みだすようになる。それは、「中央計画化」と矛盾し、また所得分配の非労働的要因の合法化という意味で「分配メカニズム」と矛盾し、さらには資本市場における危険と責任を担う企業の行動は「国家的所有」の枠内では処理できなくなる、とされた。ここから、市場社会主義はもはや「社会主義経済システムの別版」であるとは言えないとされ、一方では国家的（公的）所有の企業の行動（効率性や変化への適応性などの）そのものが問われていき、他方では多様な所有・経営形態の混合経済が一貫した改革の必要条件である、とされるようになるのである。

1980年代から90年代の初めにかけての西側をも含んだ世界的な論議（『アクタ・エコノミカ』誌1989年第40号特集や『ニュー・レフト・レビュー』誌）は、より全面的な市場経済の導入ということをめぐる（ノーブ、それに対して批判を投げかけたマンデルとの間の論争）、「経済的主体（労働者、企業、消費者）が自主的に効率的に行動するためには市場化が資本と労働の間にも及ばなければならないことを認める」（ベトゥレーム）というベースの上でなされるようになる。例えば、ベトゥレームは、社会主義の「旧いシステム」の危機を克服する「新しいシステム」のための二つの基礎的条件をあげる。一つは、経常的経営にとっては、高度の自律的機能を保証すること、二つは、しかし中期および長期の経済発展は、民主的なしかたで作成され、主に経済的インセンティブの利用によってなされる計画の影響下でおこなわれること、である。そして、前者にかかわって、市場化が資本と労働の間にも及ばなければならないことを認め、企業は利潤の実現からそれらの資本価値を増大させるようにしなければならない。利潤性は、企業の増大する生産と技術更新の自己金融を保証するであろうし、資本市場または銀行からの借金能力の評価の基礎となるであろう。他方では、後者にかかわって、人間の社会的欲求の充足を中心にすえた社

会全体の計画的制御の「新しいシステム」が構想されていく。計画がかかわるのは、需要と供給における質的量的変化の考慮、基本的に技術進歩によってもたらされる生活水準の向上、経常的課題における投資の重複の除去、均衡の維持、投資をつうじての完全雇用、非市場的生産とサービス（教育、保健、通信、住宅建設など）の領域での課題、などである。そして、このような「新しいシステム」はもはや社会主義的と呼ぶことはできないであろうとしながらも、「社会主義にむかって進化しつつある規制された市場経済」のある形態を表しうるとした。このように、「現存資本主義からの移行」と重ね合わせたり、「市場の社会化」（エルソン）として論じられるようになるのが80年代以降の特徴であろう。全体として、先進資本主義からの移行の課題に重点が掛けられるようになり、それとの対比で「旧・現社会主義」からの市場移行を見ていくという枠組みになっていくのである（理論的にも、実践的にも）。

以上にみてきたように、「経済改革」過程における理論的枠組みは、ブルスがいみじくも定式化しているような「経済の一部を市場的調整の外に置き、われわれが長期計画化と呼んできたものを含めてマクロ経済政策のための実質的な場を維持する（国家と結びつけて—引用者）ことで、今世紀末にかけて形を見せようとしている市場社会主義の概念」（『マルクスから市場へ』、235頁）の下で、市場的調整に対する国家による外からの上からの計画的調整という枠組みをもつものであった、といえよう。これに対して、いま、全面的な市場化を認めたとえて、それぞれの経済主体の構造にそくして、資本の「所有」と「経営」と「労働」の相互関係の展開のなかで、その規制や止揚を問題にしていこうとする新たな枠組みへの転換が必然的となってきたのである。

（2）「社会主義経済計算論争」の理論的枠組みの再考

このような視点から戦前の論争をも見直してみると、それは一方での消費財に対する個人の「私的所有」、「市場」による調節と、他方での生産財に対する「公的所有」、「国家（中央計画局）」による規制という枠組みのもとで、もっぱら経済計算の問題として、オーストリア学派（ミーゼス、ハイエクら）対新古典派経済学・ワルラスモデル（ランゲ）という土俵のうえでの論争であった、ということができるであろう。全体としては、市場調節に対する国家による外からの上からの計画的調節という同様の枠組みが原型的に置かれていた。もちろん、ハイエクらによって動機付けや知識や情報の今日的な問題につながるものも提起されていたが、それは私的所有の絶対化に結びつけられたものとしてだけであった（ホジソンの批判）。また、ポランニーのように、市場経済と非市場経済という二分法的な対立軸を超えて、個人と諸団体の意識や行動、それらの多元的で分権的な制度化という現在の課題にもつながってくるような提起もおこなわれていたことは、理論史的整理としては見落とすことはできないであろうが。

Ⅲ 「市場移行」における「制度の構築」に応える枠組み

ロシアおよび欧米の近年の「制度」をめぐる実際と理論の展開のなかから、幾つかの論点を取り出してみることにしたい。³⁾

はじめに、「移行経済」の現実⁴⁾にそくして、「制度の構築」にかかわって実際にどのようなこと

が問題とされているのか、その概略を確かめておくことにしよう。参考文献にあげた Cornia と Popov の編著がもっとも包括的にその概観を与えてくれているように思われる。それは、IMF などの移行戦略がマクロ・エコノミーを過大評価し、ミクロ・エコノミーと構造的な改革、移行の制度的側面を過小評価しているとして、後者の観点を重視してロシア・東欧・中国などの比較分析を試みようとしたものである。そのさい、いわゆる狭義の市場的制度だけでなく、一方における国家（ガバナンス）の制度的な力能、他方における諸主体の信頼と共同、インセンティブ、インフォーマルな市民社会的あるいは伝統社会的な諸制度などについても、広く論じられていく。なかでも、漸進的な制度発展の「古典的な」モデルとしての中国と弱い制度をもちそれと乖離したショック・セラピー型のロシアとが対照的に描き出されていく。

以下に、論点だけをレジユメ的に列挙しておこう。[国家的制度の枠組み] —— 効率的な国家は、公共財（ルールと規範、法と秩序、契約の強制、防衛、研究開発、等）、大きな外部性をもつ財（教育と保健）、基礎的な移転を供給するが、旧社会主義諸国ではこれらについての初期的制度条件が異なり、また移行期にも異なった進化が遂げられていく。国家の制度の効率性は、中国とベトナムでは期待よりもずっと良く、中欧とバルト諸国では期待よりいくらか良く、旧ソ連諸国ではずっと悪い。ロシアと CIS 諸国は、国家の力能が減退し、産出高の崩壊は80年代の終わりから90年代の初めにかけてのその制度的崩壊に因るところが大きい。中国とベトナムは、強い制度的枠組みを維持し、漸進的改革によって新たな市場制度が創設されるまで中央計画は解体されなかった。中欧におけるラディカルな改革の相対的な成功は、新たな市場制度が急速に出現したことによる。個人や企業の国家的制度に対する信頼の程度について、それが「強い・権威主義的レジーム」（中国、ベトナム、ウズベキスタン）、「強い・民主主義的レジーム」（中欧諸国）、「弱い・民主主義的レジーム」（ほとんどの旧ソ連、バルカンの諸国）、という特徴づけで分けられる。権威主義的レジームでは、所有権と制度を漸次的に創りあげながら、法のルールにおける真空を権威主義的手段によって充たしつつある。いずれの場合にも、良好なパフォーマンスは、国家的リーダーシップ、制度的持続性、転換プロセスを中期的に指導しうる国家の力能に関係している。[ミクロ経済的インセンティブ] —— 分析からの主要なメッセージは、全ての経済主体にとっての適切なインセンティブの制度が、如何なる与えられた所有権レジームの確立よりも、先行すべきであるということである。[資産における変化と所得不平等] —— 旧ソ連や南東欧のジニ係数は10—20ポイント上昇し、中欧より2乃至3倍も速い。賃金比重の低落、社会的移転の崩壊、その構造と目標の悪化、民営化の不平等が顕著である。ベトナムと中国でも不平等が増大しているが、地域間の不平等は、ローカル・レベルでのより少ない不平等、国内移住の調整によって、ローカル・レベルでの労働インセンティブと社会的結合へはより少ない影響に止まっている。[競争的市場の確立] —— 市場改革の最初の仕事は、所有権のレジームがどのようなものであれ、それぞれの市場における効果的競争を創造することである。中国では、国有企業を民営化することなく、競争の領域を拡大することによって双軌制成長を維持することに努めた。新たな私的セクターの発展がないと、国有企業を民営化・リストラするのは困難である。この点では、成功的なアジアの中国、中欧のポーランド、反対にそうでないロシアの明暗が分かれる。[社会の中での信頼と共同] —— 旧社会主義のもとでは、家族と社会の中での連帯関係が弱められ、国家従属への強い意識が注入され、企業家精神が抑圧され、ミクロ・エージェントの信頼と共同の関係が

蝕ばれた。ポーランドでの良好な成果は、より良い初期的制度条件、市場で活動しリスクを受け共同の行為を保とうとする市民の能力に因る。中国の郷鎮企業は、経済的エージェント間の信頼と共同の関係が、経営者・労働者・地方政府のインセンティブ・リンクの洗練されたシステムの成功的な発展の鍵であることを示している。コーカサスと中国農村における大家族制の安定と凝集力、そして中欧における労働組合・近隣アソシエーション・教会等の市民社会の組織の強さも、良好なパフォーマンスに影響を与える。

では、これらの現実をもふまえて、「移行経済」における「制度」をめぐる理論化の最近の展開のなかから、幾つかの論点を取り出してみることにはしたい。

（1）社会経済構造全体のなかでの、諸主体にそくした内在的な展開

「市場移行」過程では、IMFなどの主導による外からの上からのマネタリズム的な「市場経済化」の押し付けがその経済や社会の実体的構造との間に乖離と拒否反応を引き起こしていったが、それはかつてのような市場と国家の二分法的枠組みにおける「国家」の位置に「市場」が裏返しで取って替わったと同じ「市場個人主義の専制」（ホジソン）の押し付けであった、といえるであろう。その反省の上になって、「市場」調整との関わり方が、企業や個人のレベルにまで降りたところで、諸経済主体の意識や行動にそくして、問われなければならなくなった。諸個人の間での相互作用と調整の過程、それをめぐる「制度」の構築ということが焦眉の課題となり、社会経済構造全体のなかで「市場」調整との関連を内在的に展開していかなければならなくなった、ということである。

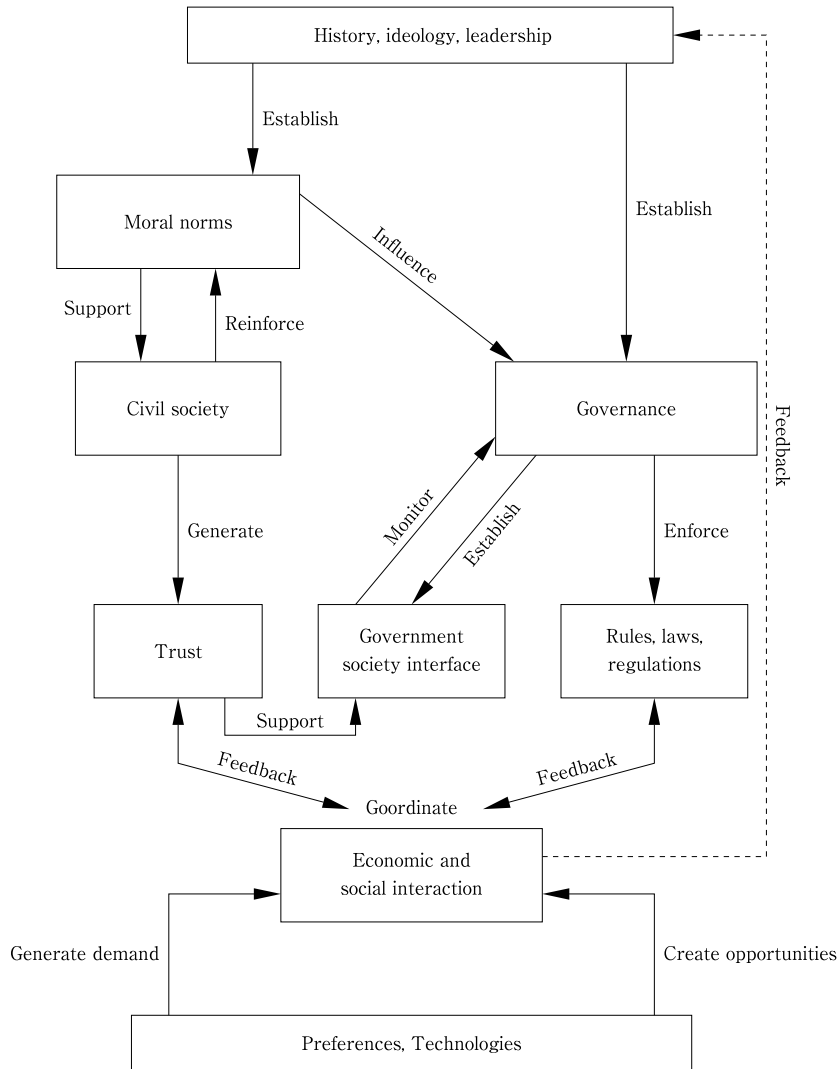
（2）諸主体の相互作用と調整—「制度」の多様性

社会経済構造全体（「大社会」）における諸主体の相互作用と調整—「制度」、「規範（ノルム）」や「規則（ルール）」は、多様で複数的な存在である。「フォーマルなもの」だけでなく、続いて見ていくような「インフォーマルなもの」（慣習法のカテゴリーに関わる、伝統・慣習・慣例・道徳的規範など）も考慮に入れていかなければならない。ロシアの制度論的アプローチにおいては、これまでからも「交換のルール」が「伝統的交換」「中央集権的調達」「白い＝文明的市場」「闇の市場」などの型に分けられて検討されてきた。調整の諸形態の展開を精力的におこなってきたのは、レギュレーション理論であった⁴⁾。さらに、様々な「同意」（市場的同意、産業的同意、社会的意見＝世論に基づく同意、創造的活動の同意、伝統的同意、エコロジー的同意、など）の区別のうえに立った、フランスの現代制度理論による「同意の経済学」などの展開もある⁵⁾。

（3）生産関係、社会経済構成、広義の文化やイデオロギーとの関連で「制度」を整序化していく課題

- ① 市場経済化に伴う問題の出てき方および続いてみるような進化の方向性からして、資本（生産手段）の「所有」「経営」と「労働」の相互関係にそくしての展開が、生産関係との関連における基軸となるように思われる⁶⁾。
- ② 生産や労働の過程だけでなく、生活や人間の再生産の過程、さらには文化やイデオロギーにおける「コミュニケーション的連関行為」がもつ能動的役割との関連も、展開されていか

図 「フォーマルな制度」と「インフォーマルな制度」との相互関係



なければならないであろう。⁷⁾

- ③ それらのなかで、個人と社会との相互関係をどう捉えるか。個人と「制度」の相互関係については、制度や規範を個人の選択の結果としてみる傾向が強いアメリカ新制度主義の立場、制度や規範を個人の合理的行為の前提としてみようとするフランス現代制度主義の立場の違いが指摘される。ロシアでの制度論研究の先導者オレイニクは、分析の起点が個人に置かれているか（方法論的個人主義）共同性に置かれているか（ホーリズム）によって、垂直軸にかんして新制度主義から旧制度主義・マルクス主義へという分類をおこない、規範志向型行為か合理的行為かによって、水平軸にかんしてさらにそれらを分類し直して、諸理論の全体の配置図を整理しようとしていた。そして、新制度主義は、個人的利害の達成に基礎をおく個人を統合していくアスペクトに注意を払うことが余りにも少ないが、反対にマルクス主義は、

相互に作用しあう個人を分離してみていくアспектについての探求が不十分であった、という概括的評価を述べている。このような個人の行為と制度の相互関係の問題設定が、ミクロ・レベルとマクロ・レベルとの相互関係のなかで（ミクロ・マクロ・ループ）、経済システムを諸主体からなる複雑な多次元的な構造をもつものとして、分析していくことを可能にするであろう。

- ④ 「インフォーマルな制度」との関連をどう位置づけるか。その手掛りとなるのは、一つは、「インフォーマル・ルール」論として展開されようとしているもので、例えば Martin Raiser⁸⁾ による図のような整理が参考になるであろう。それは、[a 社会関係の領域] モラル・ノルム←逆にも→市民社会→[b 経済関係の領域] 経済的主体の信頼・同意→[c ガバナンスの領域] ガバメントー社会の界面←逆にも→ガバナンス→フォーマル・ルール、に分けられて、モラルや市民社会や信頼・同意などにおける「インフォーマル・ルール」と「フォーマル・ルール」との相互関係が考察されていく。そこでは、上述の論点の経済関係と社会的諸関係との相互関係、経済関係と上部構造（ガバナンス）との相互関係、さらには経済主体（個人）と社会全体の相互関係が合わさって、問われようとしているのである。

そのもう一つの手掛りは、実在的な「インフォーマル・セクター」論として展開されようとしているものである⁹⁾。そのセクターを、次のような3つのものに分けるとすると——1. 「隠れた」あるいは「闇の」活動（法律で許された活動であるが、租税の支払い・社会的納入の支払い・行政的義務の遂行から回避するために、生産者によって隠されたあるいは過小にされたもの）、2. 「フォーマルでない」活動（フォーマルでないセクターの企業とは、非法人で家政経営に属するもので、ふつう合法的基礎をもって活動しており、雇用や所得を保障するために商品やサービスにむけられ、そのなかには例えば自力での個人建築のような「家政経営の自己必要のために労働する企業」および「フォーマルでない雇用をもった企業」も含まれ、途上国では重要な意義をもつ）、3. 「非合法の」活動（犯罪に関わるようなもの）——、重要なのはその2つ目のものである。この家政経営と呼ばれるものは、仕事を自分でおこして労働と生活を支えていくという、所有＝経営＝労働・生活がまだ未分化のままで一体化したものであり、やがて所有と経営と労働のそれぞれの機能が分化されていって、新たな私的営業・企業の生成の問題につながっていく起点をなすものであろう。それらは、また「地域」や自然環境的な基盤との繋がりが緊密なものでもあった。これらを、マネタリズム的市場化のように「制度の罫」（マクロ・レベルにおけるマネタリズム的やり方での「市場経済化」の徹底が、逆に企業や個人のレベルでの「アンチ市場経済化」の深刻化をもたらす）に落とし込んで逆に「隠れた」ものや「非合法的な」ものに追いついてしまうのか、あるいはその土壌に根ざした内生的なポテンシャルを引き出しながら漸次的に制度化を図っていくのか。

（4）諸主体における「所有」「経営」と「労働」の内部構造との関連

続いて次章でみていくように、起動力となる資本の「所有」「経営」と「労働」との相互関係を、「組織」の内部構造において、まずは企業を軸として、片や個人のレベルにおける「労働」および「生活」、片や全社会的編成との繋がりにおいて、それぞれ「市場的調節」との関係が展開されていかなければならない。

(5) 異なった「規範」や「規則」の間での不調和を解決していく方法

一つのものだけを絶対化し、他を切り捨てたり従属させたりする新古典派理論のやり方に対する反省が共通して出されてきている。それは、不調和からくる「コスト」の甚大化をまねき、社会経済構造全体のポテンシャルを汲み尽くせない。結果的に、「制度の罠」に落とし込まれていくことにも繋がる。

(6) この調整の構造、制度の発展のベクトルについて

共通してその発展の進化的性格が強調されようとしている。しかし、その方向性にかんしては、様々な立場が見られる。先のフランス現代制度主義にあつては、いろいろ異なった規範や規則の同等性が主張され、なんらかの進歩性にかかわる問題の建て方そのものに否定的である。これに対して、近年レギュラシオン理論も進化的理論がもつ幾つかの限界を反省し、「期待された制度」¹⁰⁾（未来性に基礎を置いた主体の創造的行為）の役割を強調するようになっているのは注目される。そして、現実と関わっては、「ノメンクラトゥーラ的な・闇の市場経済」ではなくて「民主主義的な・文明的な市場経済」を志向しようとする点では、ほとんどが共通している。この「民主主義的オルタナティヴ」という問題の枠組みこそ、経済主体の選択の行動と関わって、かつてのマルクス主義に投げかけられていた客観主義的決定論という批判に対して、積極的に応えていくさいの重要な要素になるものを含んでいると考えるのである。

(7) グローバル化の進展のなかで、「制度の輸入」をめぐる問題

その際のそれぞれの国の社会経済制度との調整、不調和や妥協を含む進化的発展のあり方が、ますます決定的な意味をもつものとして問われようとしている。

IV 市場経済化と「制度」の民主主義的変革

以上のような枠組みの中に置いて、市場的連関の展開を、その他の多様な調節の諸形態と並べて、「資本」と「労働」のそれぞれにそくして辿ってみることにしよう。その際に要となってくるのは、一方での経済主体としての企業における「資本」の「所有」と「経営」にそくしての市場経済化の展開と、他方での個人の「労働」および「生活」にそくしての市場経済化の展開との、区別と関連であるように思われる。

(1) 企業をめぐる制度と市場的連関の展開

まず、ロシア企業の制度論的特徴づけにかんする近年の諸研究を手掛りにして、企業における「資本」の「所有」と「経営」にそくして市場経済化の展開を図っていく論点を整理してみよう。¹¹⁾

- ① 企業と市場の概括的な関係について、企業の「擬似市場的行動」（「白い・文明化された」ものとは懸け離れた「粗野な・闇の」、「ノメンクラトゥーラ・マフィア的」）が語られ、「レント・シーキング」に走る動機が大きく、「市場のゲームのルール」が普遍的に存在しない、「法の不足」が強調され、細分化され分断された市場構造といった特徴づけがなされる（ラドウイギ

ンら）。

- ② 伝統的な企業の内部構造論と外部環境との相互関係を総体的に問う、というシステムのアプローチが近年の共通した特徴となっている。典型的なものとして、コルナイの「システム・パラダイム論」を適用したクレイネルの企業の「システム—統合理論」は、企業の内部構成を「企業活動参加者のメンタルな特徴」から始めて「企業文化的特徴」「マイクロ制度的構造」や「組織的管理的特徴」や「決定と機能の構造化された反応パターン」や「市場的機能化」などの諸層に分け、それらの間の企業の内部構成における“垂直的”な影響だけでなく、外部環境のそれぞれに照応する各層との“水平的な”相互関係およびそれを超える各層の間との相互関係をも展開していこうとする。つまり、市場的連関といういわば「ヨコの水平的な連関」を全社会的規模で展開していこうとすることが、他の外部的諸連関についても、従来の企業の狭い“タテの垂直的な連関”を超えた展開を必然化していくことになるのである。そして、それが伝統的企業構造論をはるかにはみ出した心理的次元、信頼と同意、フォーマルとインフォーマルな規範や制度、さらには外部の科学技術的環境や自然環境などの領域との相互関係を問うことにもつながっていくのである。
- ③ そのうえで、企業の「所有」と「経営」さらには「労働」の機能の分化と自立化のプロセスが、他方における（市場のみならず）多様な諸制度、国家、文化などの外部環境と密接な関連をもつものとして展開されていく。結節点となるようなところだけを取り出しておくと、「所有」と「経営」の未分離、インサイダー的性格、「経営」の私物化——金融システムの“前期的”性格、資本市場の未発達、自己金融——国家（連邦および地方の権力）との癒着——「オリガルヒ」による独占的な垂直的統合化、中小企業の未発達——企業間での非貨幣的な現物的・人的連関、などの一連の特徴的な繋がりである。
- ④ これらに通ずる制度的規範の特徴は、相互における信頼と同意の水準が極めて低く、人格化された（家族親族・同郷人・気が許せるマイクロ世界）ローカルな性格をもち、「身内のもの」と「他人のもの」との間で規範が異なる二重性をもつことである。「ネットワーク資本主義」という企業ビジネスの制度的構造もこれに由来する。だから、その間で発生する摩擦や紛争は、普遍的な国家の法にもとづく強制では解決されずに、その代用物として「国家的屋根」（買収による国家の私物化）や「犯罪の屋根」が利用されることになる（オレイニク）。
- ⑤ 総括的にまとめれば、まず、企業をめぐる内部構成と外部環境との“水平的な”そして“垂直的な”相互連関が押さえられていかなければならない。そのなかで、市場経済化が、「旧社会主義的モメント」や「伝統的・前期的モメント」さらには「インフォーマルなもの」との間での有機的連関のもとに辿られていくことになる。そのさい重要なことは、一つのもの（市場的連関）だけを絶対化して他を切り捨ててしまうのではなく、それらの間での「調和」（フランス現代制度理論でいう「妥協」）の関係づけに留意することであろう。そして、その際の展開の主軸は、「経営」の自立化と効率化ということに置かれるべきであり、その機能が資本の「所有」や「資本調達＝金融」などのモメントと共にどう自立化を遂げていくか、そしてそれらの諸機能の間でのチェック・アンド・バランスが発展していくか、に置かれるべきであろう。また、それらの展開が、外に対して常に開かれた社会的共同性（「社会的責任」）をもつことが肝要であろう。企業をめぐる市場化は、自立的主体としての企業主権を

確立させ、それは企業の内部構成における「所有」と「経営」と「労働」（さらには「生活」）の機能の分化と自立化と相伴って進み、他方でそれを支える社会的諸制度と法制度の構築が必要となる。そのもとで、前市場経済的・前資本主義的な、また「旧社会主義」的な歪んだ癒着・支配の構造や格差も均等化・平等化されていかなければならない。「経営」に対する「白い・文明化された」「民主主義的なオルタナティブ」は、あらゆる旧・新の独占的な支配の構造を解消し、市場のルールにもとづく資本の競争の平等な公正な条件と基準を与える、という含意をもつものであると考えられる。

(2) 「労働」の市場化をめぐる制度の展開

つぎに、「労働」についても、同様な視点と方向で展開が図られていかなければならない。¹²⁾

① 「移行経済」における労働の市場化をめぐる析出されている幾つかの論点を挙げておこう。なによりも、労働市場の機能化は、大量の社会経済的弱者を労働市場から排出することによって支えられ、同時に地域間・都市農村間・産業間の非移動性と格差構造によって特徴づけられている。それらが、企業の中の「隠れた失業」、また自己雇用化と関連している。「経営」の「労働」に対する経済権力は成立の過程にあるとされるが、企業内での労働者の「日々の権力」の部分的継承は残り、非公式な個人交渉も見られる。他方では、雇用形態の多様化と非標準化、労働時間の弾力的利用、不規則労働が進みつつある。マクロ・レベルでの最低賃金や雇用諸規則についての最低限の決定にかんしては、旧制度の崩壊と残存の程度は国によって様々である。ここでも、伝統的構造と「旧社会主義的」構造の遺産のなかで、企業の「経営」の不十分な自立化や「労働」の未分離と照応した、労働市場の未成熟性が広く見られ、「労働」と「生活」の新たな社会的な基準と制度は未確立である。新古典派理論にもとづく労働市場論が適用し得ない、ということが共通して指摘されている。

② ここでの理論的展開の要となるのは、労働力商品の売買をめぐる契約の制度、その価値関係と使用価値の実現としての労働過程（労働の仕方や様式に対する雇用主の統制、権力）の相互関係であろう（ボールズとギンタスの「抗争的交換」、そのミクロ経済学的制約とホジソンの批判的展開）。労働の対価が生活を保証するものでなければならず、その賃金の公正基準は、集団取引の法定（団結権の承認を前提とした団体交渉と労働協約による労働契約の保障）、労働保護基準の法定（時間賃金の最低保障基準と労働時間・労働環境の基準の法定）と市場外の保障（社会保険による補償と雇用確保）に依存するようになる。「労働」と「生活」の公正基準の体系が形成されてくる。¹³⁾

③ 総括的にまとめれば、発展の方向性は、「労働」と「生活」の権利の拡充、なにかんずく社会的な基準と制度の確立と押し上げに求められるべきであろう。それは、まず資本の競争の公正基準の基盤を形成するものとなる。また、「経営」権に対する制約と規制を加えるものとなり、「経営」に対する制御から「所有」の社会化への途筋を切り開くものとなるからである。なお、情報化と関わる「知識資本—知識労働」や「労働の知識集約度や知識の集団的性格」（ホジソン）ということによる、労働の仕方や様式に対する雇用主の統制の弱体化が論じられるが、それらの要因も「労働」の参加を含む権利の総体としての発展のなかで齎されていくものではなかろうか。また、「労働」と「生活」の具体的な質の中身にもとづく直接

的連関と共同性の発展は、価値的市場的調整形態を止揚していく要素を含んでもいる（ポランニー「市場を社会に埋め戻す」）。以上のことは、平等をめぐる民主主義的な権利基準が漸次いっそう高い人間的発達のレベルへ押し上げられていく進化的な発展を意味するであろう。

（3）「消費や生活」をめぐる基準や制度の展開

本稿ではこのテーマについて詳論し得ないが、「消費や生活」をめぐる基準や制度は、「労働」の基準や制度と連動しつつも、相対的に独自に発展していく¹⁴⁾。また、広義の生活過程と関わりながら、文化やイデオロギーについての「コミュニケーション的連関」は能動的な役割を果たすであろう（ハーバーマス）。

（4）グローバルな世界からの「制度の輸入」をめぐる問題

このテーマも、独自の意義と内容をもつ、あまりにも大きな現代的課題である。一つの市場経済の「規範」や「規則」だけを絶対化し、他のものを切り捨てたり従属させたりするのではなく、「所有」や「経営」や「労働・生活」の相互関係を軸とする社会経済構造全体のなかでの、様々な次元や領域にそくして、多様な「制度」、「規範」や「規則」との間の“調和”を見出していくやり方がとられなければならないであろう。その際、グローバルな市場経済化の進展が、その他の様々な連関の形態と並んで、なによりも“ヨコの水平的な連関”として、例えば通貨のレベル、マクロの金融や財政のレベル、産業や企業のレベル、交通・通信・情報などの共通インフラのレベル、農業の共通なレベル、労働や社会福祉のレベル、地域のレベル、あるいは環境のレベル、等々のそれぞれにおいて展開されていくということをベースに置き、それらに関わる従来の国民的な規模での基準や制度が、どのようにして国際的な基準や制度に“調和”させられながら進化を遂げていくのか、という方法論が深められていかなければならないのではなかろうか。

（5）市場経済化と「経済民主主義」との関わりの問題

最後に、市場経済化の位置づけと枠組み如何によって、制度の「民主主義的オルタナティブ」をめぐる課題、現代の社会変革でいえば「経済民主主義」の課題の概念内容が異なってくるという問題をとりあげ、今後の研究の方向についての試論的提起をおこなっておきたい。

- ① 初発の1920年代ワイマル期の「経済民主主義論」¹⁵⁾は、周知のように「組織された資本主義」論の立場にたつものであった。「労働の社会化」「資本の社会化」によって、「自由競争」から「共同経済」（＝非市場化）への転化がもたらされていくとされる。このことを基礎に置いて、資本（少数者）による「専制」「独裁」に抗して、企業内のレベルにおいても社会全体のレベルにおいても、組織化された総体としての労働者と人民（多数者）が「経営協議会」や「公共経済・経済指導機関」に拠って統制と管理を加えていく、というところに「経済民主主義」の本質と内容があるとされていた。そのさいの民主主義の前提と本質は、多数者である「住民の全面的組織化」「公共（共同）組織」「共同決定」にあるとされている。非独占企業家についても、市場と自由競争を「後向きに」維持しようと努めるのではなく、国民全体の利益のもとに「前向きに」組織された全体の経済力に服させる方向が求められた。それは、市場経済に対する国家による上からの外からの組織化、という上述した枠組みと重なる

置き方であったといえよう。

- ② 1970年代の「経済民主主義論」（体系的理論化としては「国家独占資本主義論—先進的民主主義論」など）は、新たな要素を含みつつも（「人民の欲求充足」の新たな内容、「企業の自主性と効率性」「企業間協力」，など），「決定的な要因」として置かれる「民主的国有化」「民主的計画化」による「国家の干渉」の枠組みは、基本的にはかつてのものを脱し切っていないように思われる。¹⁶⁾
- ③ 現段階における「経済民主主義論」は、市場経済化の全面的展開ということを基礎において、「共同性」に偏重するのではなく、なによりも個人の「自由と民主主義的権利」の展開にそくして、位置づけられていかなければならないであろう。「資本」と「労働」のそれぞれの次元にそくして、市場的連関のうえに立った「経済民主主義」の内容が、一貫して追求されていかなければならない。これまでに述べてきたような、一方での経済主体としての企業における「資本」の「所有」と「経営」にそくしての市場経済化の展開と、他方での個人の「労働」および「生活」にそくしての市場経済化の展開が辿られ、それらの区別のうえに立った関連が問われていかなければならない、と考えるのである。そのような研究方向にとって示唆的なのは、例えば前者の「資本」に関しては、市場と社会主義の結合の第5段階と自ら称するジョン・ローマーの「経営者管理的社会主義」論におけるような論理の建て方、つまり資本の「所有」と「経営」さらには「資本調達＝金融」の諸機能の分化のうえにたって、それぞれのチェック・アンド・バランスを求め（さらには社会的責任・公共社会性を尋ねていくことにも繋がる）、それらを「クーポン株式」を媒介として「所有の分割」「機会の平等性」の徹底に結びつけていこうとする展開の仕方である。その内容づけおよび労働との関連を軽視する置き方には異論を覚えるものの、今後の探求の方向性はこのようなものでなければならないと考えるのである。また、後者の「労働」や「生活」に関しても、「市場個人主義」の攻勢のもとで、「労働権」と「生活権」を個人としての「市民の権利」の次元において捉え直し（適当な水準の社会事業を実際に受ける現場にそくして、「審議的な監視」や「相互批評の方法」などによって）、それを社会的な基準や制度の確立に繋いでいこうとするマイケル・ラスティンらの展開の仕方である。¹⁷⁾ その際、このような「経済民主主義」と「国家」の新たな関連づけは、なによりもこのなかで確立されてくる「全社会的な基準や制度」に関わるものが主軸となって、再構成されていかなければならないのではないか。先に見た国家に対する信頼、国家の制度的力能の強さにかかわる理論化の問題である。そして、そこでは、「国家の直接的な干渉」ではなくて、ある「ルールや制度のもとでの機能の自主性」を保障していく間接的な制御の方法が中心となるであろう。いずれにせよ、「政策」—「制度」—「体制」の民主主義的な変革の繋がりにおいて、とくに「制度」に関わる位置づけと理論化が緊要となっているのではなかろうか。

注

- 1) これについての参考文献と内容の詳細は、拙論「ロシア『移行経済』と制度論的アプローチ」『関西大学商学論集』47巻2・3合併号、2002年8月。J. Stiglitz, More Instruments and Broader Goals: Moving Toward the Post-Washington Consensus, *UNU World Institute for Development Econo-*

- mics Research Annual Lectures 2*, Jan.1998. J. Stiglitz, Whither Reform? Ten Years of the Transition, *The World Bank Annual Bank Conference on Development Economics*, Keynote Address, April 28-30 1999, Washington D. C.. J. Kornai, Ten Years After 'The Road to a Free Economy': The Author's Self-Evaluation, *Paper for the World Bank 'Annual Bank Conference on Development Economics-ABCDE'*, April 18-20 2000, Washington D. C.. G. Kolodko, Ten Years of Post-Socialist Transition: Lessons for Policy Reform, *The World Bank Working Paper*, No. 2095, April 1999. EBRD, *Transition Report 1999*, chapter I. EBRD, *Transition Report 2000*, chapter I.
- 2) これについての参考文献——拙著『ロシア体制転換と経済学』法律文化社, 1999年, 第2章。拙論「『経済改革』と社会主義的所有論」『立命館経済学』第37巻第4・5号, 1985年4月。W. プルス, 鶴岡重成訳『社会主義経済の機能モデル』合同出版, 1971年。W. プルス, 大津定美訳『社会化と政治体制』新評論, 1982年。W. プルス, K. ラスキ, 佐藤経明・西村可明訳『マルクスから市場へ』岩波書店, 1995年。W. プルス, 西村可明訳『革命か改革か』, 『世界』臨時増刊, 第540号, 1990年4月。ジョン・E・ローマー『これからの社会主義』青木書店, 1997年, 第4章。伊藤誠『現代の社会主義』講談社学術文庫, 1992年, 第4章。西部忠『市場像の系譜学』東洋経済新報社, 1996年。Bardhan P. K. and Roemer J. E., *Market Socialism*, Oxford University Press, 1993.
- 3) 参考文献として——欧米の研究と連動しながら近年展開されつつあるロシアの研究動向と文献紹介については, 拙著『ロシア体制転換と経済学』第5章。拙論「ロシア『移行経済』と制度論的アプローチ」。「現代制度派」のG・M・ホジソン『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会, 1997年。同『進化と経済学』東洋経済新報社, 2003年。同『経済学とユートピア』ミネルヴァ書房, 2004年。八木紀一郎「ヨーロッパ制度主義経済学の成立」『経済論叢(京都大学)』第147巻1・2・3号。「レギュレーション学派」のベルナール・シャバンス『社会主義のレギュレーション理論』大村書店, 1992年。ベルナール・シャバンス, エリック・マグニン「ポスト社会主義中欧における多様な経路依存的混合経済の出現」『比較経済体制研究』第4号, 1997年。ベルナール・シャバンス「ポスト社会主義の転換の移行ドクトリンと進化論的アプローチ」『比較経済体制研究』第10号, 2003年。移行経済と制度を扱った欧米の実証的・理論的研究として, Benham A., Benham L., Merthrew M., *Institutional Reform in Central and Eastern Europe: Altering Paths with Incentives and Information*, Washington University Press, 1995. Boyko M., Shleifer A., Vishny R., A Theory of Privatization, *The Economic Journal*, 1995, vol. 106, March. Cornia, G. A. and Popov, V., *Transition and Institutions*, Oxford University Press, 2001. Cuddy, M. and Gekker, R., *Institutional Change in Transition Economies*, ASHGATE, 2002.
- 4) 上記の参考文献のシャバンスの論文(1997年)がもっとも簡潔に纏められたものであろう。複雑な全体を解明するためには「国家」—「ネットワーク」—「ミクロ(企業内)位階組織」—「市場(消費財市場, 生産財市場, 労働市場)」からなる調整様式が展開されていかなければならないとし, それらの接合関係が「伝統的社会主義体制」と「改革社会主義」と「ポスト社会主義転換経済」という3つの歴史的な理念型にそくして展開されていく。
- 5) 『経済の諸問題』誌, 1997年第10号にL. テヴノ, O. ファヴロ, F. エマール-デュヴェルネの三人の論文のロシア語訳を含む小特集が組まれている。
- 6) 参考文献; 八木紀一郎「制度の経済学としてのマルクス経済学」『経済理論学会年報』第30集, 1993年。角田修一「制度・組織論の生産関係アプローチ」『唯物論と現代』第18号, 1996年11月。G. M. ホジソン『経済学とユートピア』第7章。植村高久『経済理論学会年報』第35集—そこで指摘されている, 制度の社会的類型化と階層的な捉え方の問題, 社会学と経済学の領域の区別と関連, 生産関係の整序化, 社会構成全体の中での位置付けの課題。松井暁『経済理論』41-1—そこで述べられている, 社会主義規範理論を規範的な理念の次元にとどまらず, 如何に制度・体制へと具現化していくかという課題。
- 7) 参考文献; ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』未来社, 1985-87年。豊

泉周治『ハーバーマスの社会理論』世界思想社、2000年。

- 8) 参考文献; Martin Raiser, *Informal Institution, Social Capital, and Economic Transition: Reflections on a Neglected Dimension, Transition and Institutions*, ch. 11. なお、「移行経済」の現実にそくして、「インフォーマルな制度」と「フォーマルな制度」改革との相互関係が取りあげられていく論点を、同論文からレジユメ的に列挙しておく、次のようなものである。

〔強い・国家のもとでの制度改革：ボトムアップ対トップダウン〕——この分類に入る中国の漸進的な制度改革において、その成功にはインフォーマル制度の考慮に因るところが大きい。この分類に入るもう一つの例は、ドイツ統一のさいの東独のショック・アプローチである。この双方とも、フォーマルな制度変化をコントロールし得る強い国家の存在が特徴である。中国の成功の根源には、地方経済を活気づける地方分権、地方レベルにおける強いインセンティブがある。郷鎮企業は集团的に所有されているが、利潤最大化によって経営され、ハードな予算制約をもつ。農村における雇用のインフォーマルな制度、その制度的継続性の利点は、大家族制度のもつ意義が大きい。中国の農民の行動類型はロシアとは異なり、家族の紐帯が果たす役割が大きい。制度設計の中国的やり方は、下から生起するボトムアップ型で、それをトップが厳格にコントロールして、成功的でないと思われる実験は排除される。中央政府の改革コミットメントの強さと信頼が最重要点である。ドイツ再統一における立法的ショック・セラピーでは、フォーマルな制度枠組み変更への東独企業の適応は相対的に急速に現われ、既存の社会的ネットワークは新しいビジネス形成を妨げるよりも支えるものとなった。制度改革へのトップダウン・アプローチは国家への信頼と強さに関わる。

〔弱い・国家のもとでの制度改革：社会的資本の役割〕——弱い・国家のもとでは、制度改革は既存のインフォーマルな制度との関わりに強く依存する。ロシアとウクライナでは、国家への不信と公的な分配ネットワークのなかでの汚職の遺産が、制度の変化を妨げ、私的セクターの発展にかなりの障害をつくりだしている。ロシアでの1980年代の分権化は地方企業家のイニシアティブを創り出さなかっただけでなく、国家制度の権威と信頼を掘り崩した。1980年代末、公的な分配ネットワークの内外で現物化と闇経済が蔓延し、ソ連国家は資源配分の最終的コントロールを喪失して、公務員の間でレントの分配が横行した。ポーランドでは、企業家のイニシアティブが旧時代にも部分的に生き延び、急速に企業改革コミットメントを確立した政府によってもこれが利用された。連帯運動や教会などによる市民的反対運動の基盤をもつ新政府への信頼と権威が高い。私的ビジネスにとって有利な制度的遺産、社会的資本のストックがある。

制度の改革には最適な戦略があるわけではなく、国家の強さと合法性、そしてインフォーマル制度の状態が考慮に入れられるべきである。

- 9) 参考文献; 拙著『ロシア体制転換と経済学』第7章。塩原敏彦『現代ロシアの経済構造』慶應義塾大学出版会、2004年、第3部「非公式経済」。石原享一編『中国経済構造の多重化』アジア経済研究所、1991年。
- 10) シャバンスの近年の論文（2003年）では、進化的理論の幾つかの限界が論じられる。経路依存的な過去の効果についてだけでなく、次のような2つの要因を注視すべきであるとされる。第一は、断絶、不連続性、革新的な新規性の重要性であり、レボリユーションの概念が欠けていたことである。第二は、期待、「未来性」の役割であって、経路形成的な役割、「期待された制度」の役割の強調である。
- 11) 参考文献については、拙論「ロシア企業の制度論的特徴」『ロシア・ユーラシア経済調査資料』2003年7月、参照。
- 12) 参考文献; 大津定美・吉井昌彦編著『経済システム転換と労働市場の展開』日本評論社、1999年。田中宏『EU加盟と移行の経済学』ミネルヴァ書房、2005年、第10章。丸川知雄『現代中国経済3：労働市場の地殻変動』名古屋大学出版会、2002年。
- 13) 参考文献; ホジソン『経済学とユートピア』第7章。三好正巳『産業労働論序説』法律文化社、1993年、「労働制度と労働基準」。
- 14) 参考文献; 宮沢健一『現代経済の制度的機構』岩波書店、1978年、消費者主権を軸にした資本主義

企業をめぐる民主主義的なルールや制度のあり方を一貫して展開しようとするその仕方には、多くの学べきものがあると考え。拙論『『自立と共同』の形成と協同組合』（戸木田嘉久・三好正巳編『生協の再生と職員の挑戦』かもがわ出版、2005年）、参照。

- 15) 参考文献；フリッツ・ナフタリ編『経済民主主義』お茶の水書房、1983年。
- 16) 拙論「国家独占資本主義と社会主義」『現代日本と社会主義経済学』下巻、大月書店、1976年。『フランス経済と共同政府綱領』大月書店、1974年。『国家独占資本主義』新日本出版社、1974年。
- 17) デヴィッド・マクレラン、ショーン・セイヤーズ『社会主義と民主主義』第5章、マイケル・ラスティン「市民権とはいかなる権利か」文理閣、1996年。